

基本目標V

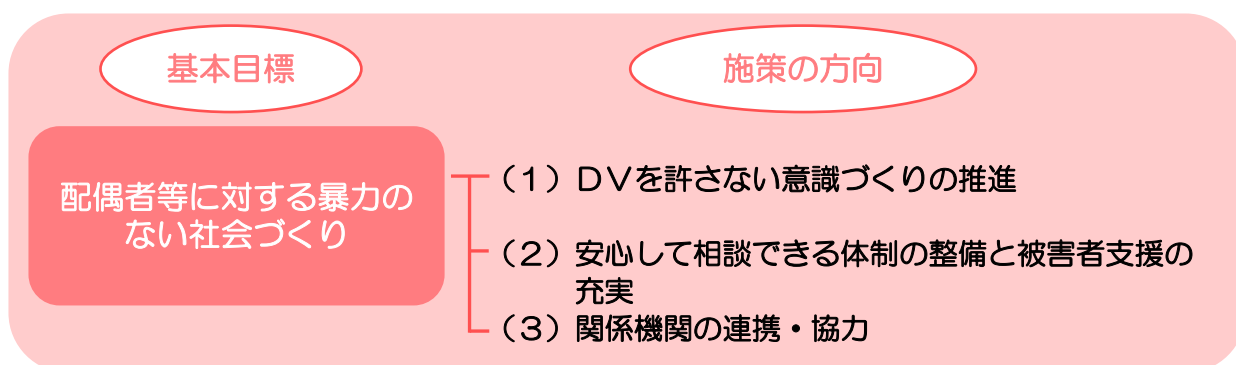
配偶者等に対する暴力のない社会づくり

「小城市配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援基本計画」

【基本的な考え方】

配偶者等からの暴力「ドメスティック・バイオレンス（DV）」は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、いかなる場合であっても決して許されるものではありません。DVが身近にある重大な犯罪であることを認識する中で、「暴力を許さない社会の実現」を目指し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みとともに、配偶者等からの暴力の防止及び被害者への支援を関係機関と連携しながら総合的に進めます。

体系



【成果目標】

指 標	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
DVについて言葉や内容まで知っている市民の割合	74.7%	85.0%
DV被害を受けた際に「我慢した」「相談しようとは思わなかった」と回答した市民の割合	65.5%	60.0%

施策の方向（1） DVを許さない意識づくりの推進

【施策の目的】

配偶者等からの暴力（DV）は、個人の尊厳を侵害し、男女平等の実現の妨げになる要因の一つです。市民一人ひとりが正しい理解を深めるために広報・啓発活動を行うとともに、配偶者等からの暴力を生まないよう、子どもの発達段階に応じた教育・啓発を進めます。

【現状と課題】

DVを防止していくためには、男女の人権を尊重し、“個人の尊厳を傷つける暴力は許さない”という意識を社会全体で共有することが重要です。

平成27年度に実施した「市民意識調査」によると、「DV」の認知度は、「内容まで知っている」と回答している割合は75%程度になっていますが、「内容を知らない」と回答している割合も20%以上となっています。

また、DVの被害経験については、「されたことがある」「どちらもある」と回答している人は、女性の約4人に1人、男性の約7人に1人、全体で5人に1人が何らかの暴力を受けていることとなります。

今後もDVについての理解を深め、DVを許さないという意識が市民に共有されるように、広報・啓発に取り組んでいく必要があります。

内閣府が平成26年に実施された「男女間における暴力に関する調査」によると、10代から20代の若者の間で、交際相手からの暴力が発生している状況が見られ、被害経験については、「ある」と回答している割合は、女性の約5人に1人、男性の約10人に1人となっています。

このことから、早期からDVに関する認識を深め、被害者・加害者にならないようにするために、県や教育機関と連携しDVの未然防止教育を推進していくことが必要です。

基本事業① DV防止に向けた意識啓発

DV についての理解を深め、DV を許さないという意識が市民に共有されるように、広報・啓発を進めます。

また、早期から DV に関する認識を深め、被害者・加害者にならないように DV の未然防止教育を推進します。

No.	事業	担当課
50	DV 防止のための広報・啓発活動を行う。	企画政策課 社会福祉課
51	暴力を予防・防止するため、早期からの教育・啓発を行う。	企画政策課 社会福祉課 学校教育課

【数値目標】

事業 No.	指標	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
51	県DV総合対策センターの「DV未然防止教育事業」を活用している中学校数	2 校	4 校

注) 事業No.51…小城市内中学校数 4 校。



施策の方向（2） 安心して相談できる体制の整備と被害者支援の充実

【施策の目的】

DV被害者が孤立しないよう、安心して相談できる体制を整備し、身近な相談窓口について広く周知を行います。また、より専門的な相談に対応できるよう体制の整備に努め、被害者の安全確保・自立に向けた支援の充実を図ります。

【現状と課題】

DV被害者は孤立し、利用できる支援等に関する情報を入手する機会が制限されている場合があります。また、被害者自身に自ら受けている暴力が重大な人権侵害であるという認識がないため、相談に至らないことも多いと言われています。

平成27年度に実施した「市民意識調査」によると、「DV被害を受けた時どうしましたか」との設問に、65%程度の人が、「我慢した」と回答しており、DV被害が表面化していないケースが多くみられることが推察されます。

また、「DVや性犯罪をなくすにはどうしたらよいか」との設問に、70%近くの人が、「被害者が安心して相談できる窓口の確保」が必要であると回答しています。

今後は、市の相談窓口をはじめ、様々な相談窓口があることを周知するとともに、安心して相談できる体制の整備が必要です。

市役所は、被害者にとって身近な相談窓口であり、その後の支援においても果たす役割は大きいことから、相談を受ける際には、相談の秘密を厳守し、被害者の信頼を損ねたり、被害者が危険にさらされたりしないように徹底しなければなりません。このため、相談を受ける職員は、被害者に対し適切な情報を提供し、的確な助言を行える十分な知識や技術を習得するために研修等を重ね、相談技術の向上を図る必要があります。

また、被害者が自立して生活しようとする際には、複数の問題を同時に抱えている場合が多いため、様々な手続きが精神的な負担となっています。そのため、被害者等に係る情報の保護を図りながら、生活や就業の支援などについて、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整などの援助を行うことが大切です。

今後も、被害者の置かれた状況を把握しながら、課題解決に関わる部署や関係機関が連携し自立支援に努めることが必要です。

基本事業① DV被害者支援にかかわる相談体制の強化

市の相談窓口をはじめ、様々な相談窓口があることを周知するとともに、安心して相談できる体制の整備を進めます。

市役所は、被害者にとって身近な相談窓口であることから、相談を受ける際には秘密を厳守し、被害者の信頼を損ねたり被害者が危険にさらされたりしないようにするため、職員研修を実施し相談機能の充実を図ります。

No.	事業	担当課
52	市相談担当者等に対して研修を実施し、女性（母子）にかかわる相談機能を充実させる。	企画政策課 社会福祉課
53	DVに関する相談窓口の周知を図る。	企画政策課 社会福祉課
54	DV被害者支援マニュアル等を作成し、庁内相談担当部署間の連携を図りワンストップ化を推進する。	社会福祉課
55	被害者の特性・状況に応じた相談体制の充実を図り、継続的な支援を行う。	社会福祉課 高齢障がい支援課

【数値目標】

事業No.	指標	現状値 平成27年度	目標値 平成33年度
52	DV被害者支援市職員研修会の受講者数	58人	60人

基本事業② 二次被害を起こさないための相談支援体制の確立

被害者の個人情報に配慮しつつ被害者の負担を軽減するため、庁内関係部署間で情報の共有化を図り、相談支援体制の充実に努めます。また、被害者等から支援内容等について苦情の申し出があった場合には、迅速かつ適切な対応を行います。

No.	事業	担当課
56	被害者の負担を軽減するため庁内相談共通シート等を活用し情報の共有化を図る。	社会福祉課
57	被害者等から苦情申し出があった場合、迅速な対応を行う。	社会福祉課 市民課

基本事業③ DV被害者の安全確保のための支援体制の整備

緊急に被害者及び同伴する児童等の保護が必要になった場合、安心して保護が受けられるよう、被害者の安全確保に対する支援を行います。

また、被害者の安全確保の観点から住民基本台帳の閲覧等の制限の徹底を行うとともに、住民基本台帳からの情報に基づいて事務処理を行う部署での情報管理の徹底に努めます。

No.	事業	担当課
58	被害者及び同伴する児童の安全確保のための支援を行う。	社会福祉課
59	住民基本台帳の閲覧等の制限の徹底等、制度の適切な運用を行う。	市民課 社会福祉課

基本事業④ DV被害者の自立に向けた支援の充実

被害者が安心して自立した生活ができるよう、就業、住居、法的制度等についての情報提供や助言を行うとともに、同伴する児童の就学等が円滑に行えるよう関係機関との連絡調整などの援助を行います。

No.	事業	担当課
60	被害者支援のためのケース検討会議等を開催し、自立に向けた支援体制を充実させる。	社会福祉課
61	被害者に対し、就業支援や法的支援など必要に応じた情報提供を行う。	社会福祉課
62	被害者の市営住宅への優先入居等の検討を進める。	建設課
63	被害者の生活再建へ向けた福祉制度等についての情報を提供し、自立に向けた支援を行う。	社会福祉課
64	被害者及び同伴する児童が円滑に健診や予防接種、就学や保育が行えるよう配慮する。	健康増進課 保育幼稚園課 学校教育課
65	被害者及び同伴する児童に対し、関係機関が連携を図りながら継続的に心理的支援を行う。	社会福祉課 学校教育課

施策の方向（3） 関係機関の連携・協力

【施策の目的】

被害者支援にあたっては、庁内でも関係する部署が多岐にわたるため、関係部署が情報を共有し、支援に向けた共通認識のもと連携を図ります。また、庁内の関係部署のみならず、外部の機関や民間の支援団体等と連携し、切れ目のない支援を行います。

【現状と課題】

被害者支援は、一つの機関等だけで対応することは困難であり、関係機関がそれぞれの役割を果たしつつ、連携を強化していかなければなりません。

それぞれの関係機関の役割を明確にし、被害者支援の重要性についての認識を共有することで、さまざまな形での連携・協力をしていくことが必要です。



基本事業① あらゆる暴力の早期発見と防止対策

各種相談・健診等の機会を通じて、DV や児童虐待などあらゆる暴力の早期発見及び早期対応に努めます。

No.	事業	担当課
66	児童虐待の観点から要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関の連携及び協力の確保を図る。	社会福祉課
67	各種相談・健診等においてあらゆる暴力の早期発見に努める。	社会福祉課 健康増進課 学校教育課

基本事業② 関係機関、団体等との連携の推進

県、近隣市町、警察、医療機関等と連携を図りながら、被害者に対する切れ目のない支援を行います。被害者支援の相談や支援に携わる民間団体等と連携しDV 防止啓発、被害者の自立支援に努めます。

No.	事業	担当課
68	被害者支援に関わる機関との連携を図る。	企画政策課 社会福祉課
69	民間のDV 被害者支援団体等と連携し、DV 防止啓発、被害者の自立支援を行う。	社会福祉課 企画政策課